

フィールド・アーチェリー競技規則

(関係規則の抜粋)



2008~2009

日本フィールド・アーチェリー協会

目次

アーチェリー規則の概要	1 ~ 4
アーチェリー競技の種類	5 ~ 16
フィールド・アーチェリー競技規則	17 ~ 37
その他のアーチェリー、ラウンド	38

目 次

第1部 総 則

第1章 総 則

第101条 (適用)

第102条 (資格)

第2章 競 技

第103条 (競技種目)

第104条 (種別)

第105条 (部門)

第106条 (アウトドアターゲットラウンド)

第107条 (インドアターゲットラウンド)

第108条 (フィールドラウンド)

第109条 (ランアーチェリー)

第110条 (クラウトアーチェリー)

第111条 (フライトアーチェリー)

第2部 アウトドア ターゲット

アーチェリー ラウンド

- 第201条 (競技場のレイアウト)
- 第202条 (競技会場の設備と施設)
- 第203条 (競技場の設備)
- 第204条 (競技者の用具)
- 第205条 (リカーブ部門の用具の通則)
- 第206条 (コンパウンド部門の用具の通則)
- 第207条 (使用できない装置)
- 第208条 (行射)
- 第209条 (立順および行射時間の管理)
- 第210条 (得点記録)
- 第211条 (行射の管理と安全)
- 第212条 (疑義・抗議・異議の申立)

第3部 インドア ターゲット

アーチェリー ラウンド

- 第301条 (競技場のレイアウト)
- 第302条 (競技場の設備)
- 第303条 (競技者の用具)
- 第304条 (リカーブ部門の用具の通則)
- 第305条 (コンパウンド部門の用具の通則)
- 第306条 (使用できない装置)
- 第307条 (行射)
- 第308条 (立順および行射時間の管理)
- 第309条 (得点記録)
- 第310条 (行射の管理と安全)
- 第311条 (疑義・抗議・異議の申立)

第4部 フィールド

アーチェリー ラウンド

- 第401条 (競技場のレイアウト)
- 第402条 (競技会場の設備と施設)
- 第403条 (競技場の設備)
- 第404条 (競技者の用具)
- 第405条 (リカーブ部門の用具の通則)
- 第406条 (コンパウンド部門の用具の通則)
- 第407条 (ベアボウ部門の用具の通則)
- 第408条 (フィールドアーチェリーの用具の特則)
- 第409条 (行射)
- 第410条 (立順および行射時間の管理)
- 第411条 (得点記録)
- 第412条 (行射の管理と安全)
- 第413条 (疑義・抗議・異議の申立)

第5部 その他のアーチェリーラウンド

- (ランアーチェリー)
- (クラウトアーチェリー)
- (フライトアーチェリー)
- (デュアルマッチラウンド)
- (フォレストラウンド)
- (アカデミックラウンド)
- (3Dラウンド)

FITA憲章および競技規則を参照のこと

第6部 付 則

- 第601条 (改正)
- 第602条 (細則)
- 第603条 (施行)

競技者規程

- 第1章 総 則
- 第2章 会員登録
- 第3章 会員の資格
- 第4章 競 技 会
- 第5章 役員の責務
- 第6章 罰 則
- 第7章 補 則

ドーピング防止規則

- 附則1 用語の定義
- 附則2 ドーピング検査手順
- 附則3 2008年禁止表

公認審判員規程

審判員服装規程

第1部 総 則

第1章 総 則

第101条 (適用)

本競技規則は、日本国内で行われ、本連盟が所管するアーチェリー競技会に適用される。

第102条 (資格)

本連盟が所管する競技会に参加しようとする者は、本連盟所定の登録競技者であり、別に定める「競技者規程」による「競技者」でなければならない。

第2章 競 技

第103条 (競技種目)

スポーツとしてのアーチェリー競技は、次の競技種目に分けられる。

- ・アウトドアターゲットアーチェリー
- ・インドアターゲットアーチェリー
- ・フィールドアーチェリー
- ・ランアーチェリー
- ・クラウトアーチェリー
- ・フライトアーチェリー
- ・クラブラウンド
- ・デュアルマッチラウンド
- ・フォレストラウンド
- ・アカデミックラウンド
- ・3Dアーチェリー
- ・スキーアーチェリー

第104条 (種別)

1 種別 (クラス) は、次のように分けられる。

- ・成年女子
- ・成年男子
- ・少年女子
- ・少年男子
- ・キャデット女子

- ・キャデット男子
- ・マスターズ女子
- ・マスターズ男子

- 2 アウトドアターゲットアーチェリー、インドアターゲットアーチェリーおよびフィールドアーチェリーの競技では、それぞれ成年女子、成年男子、少年女子、少年男子、キャデット女子、キャデット男子、マスターズ女子およびマスターズ男子のための独立した競技会を開催することができる。
本連盟が主催する競技会またはFITA公認競技会において、競技者は、1種別だけで競技できる。これは競技者が出場資格を有する全種別に適用される。
- 3 競技会が開催される年の4月2日以降に18歳の誕生日を迎える競技者は、少年の部で競技に参加することができる。ただし、国際競技会では、1月1日から始まる暦年を基準とする。
- 4 少年の競技者は、自分の判断に従って、成年の部で競技に参加することができる。
- 5 競技会が開催される年の4月2日以降に16歳の誕生日を迎える競技者は、キャデットの部で競技に参加することができる。ただし、国際競技会では、1月1日から始まる暦年を基準とする。(国内競技会においては中学生と開催要項等で制限される場合がある。)
- 6 キャデットの競技者は、自分の判断に従って、少年の部及び成年の部で競技に参加することができる。
- 7 競技会が開催される年の4月2日以降に50歳の誕生日を迎える競技者は、マスターズの部で競技に参加することができる。ただし、国際競技会では、1月1日から始まる暦年を基準とする。
- 8 少年、成年およびマスターズの種別を分けることなく、女子および男子の種別のみとし、あるいはさらに細分化した年齢区分を採用することができる。
また16歳未満の競技者は、キャデットの部を設けた競技会ではその部門に参加することが出来る。

第105条 (部門)

- 1 異なる形式の弓を使用する競技者は、別の部門に区分され、別の競技として行われる。
- 2 アウトドアターゲットアーチェリー
 - ・第205条に規定する用具によるリカーブ部門
 - ・第206条に規定する用具によるコンパウンド部門
- 3 インドアターゲットアーチェリー
 - ・第304条に規定する用具によるリカーブ部門
 - ・第305条に規定する用具によるコンパウンド部門
- 4 フィールドアーチェリー

- ・第405条に規定する用具によるリカーブ部門
 - ・第406条に規定する用具によるコンパウンド部門
 - ・第407条に規定する用具によるベアボウ部門
- 5 ランアーチェリー
 - 6 クラウトアーチェリー
 - ・リカーブ部門
 - ・コンパウンド部門
 7. フライトアーチェリー
 - ・ターゲット・リカーブボウ
 - ・伝統的フライトボウ
 - ・アメリカン・ロングボウ
 - ・イングリッシュ・ロングボウ
 - ・コンパウンド・フライト・ボウ
 - ・コンパウンド・ターゲット・ボウ
 - ・フット・ボウ
 8. 3Dアーチェリー

第106条 (アウトドアターゲットラウンド)

- 1 アウトドアターゲットラウンドは、リカーブ部門およびコンパウンド部門が別の競技として行われる。
- 2 シングルアウトドアターゲットラウンドは、次の各距離から、この順序に従ってそれぞれ36射ずつ行射する(第203条第1項参照)。

・成年女子	少年女子	マスターズ女子	キャデット男子				
				: 70m	60m	50m	30m
・キャデット女子				: 60m	50m	40m	30m
・成年男子	少年男子	マスターズ男子		: 90m	70m	50m	30m

 または、

・成年女子	少年女子	マスターズ女子	キャデット男子				
				: 30m	50m	60m	70m
・キャデット女子				: 30m	40m	50m	60m
・成年男子	少年男子	マスターズ男子		: 30m	50m	70m	90m

 90m、70m、60mと50m(キャデット女子)の距離では122cm標的的面を使用し、50m(キャデット女子以外)、40m、30mの距離では80cm標的的面を使用する。30mの距離では80cmマルチ標的的面を使用することができる。
- 3 ダブルアウトドアターゲットラウンドは、前項のシングルアウトドアターゲットラウンドを2回、連続して行う。
- 4 オリンピックラウンドの各マッチは距離70mで122cm標的的面を使用し

次のように行われる、ただし、キャデット部門はすべて60mの距離とする。

- (1) 個人戦の決勝ラウンドの1～4回戦（イリミネーションラウンド）は予選ラウンド（クォリフィケーションラウンド）を通過した男女各128名が、予選ラウンドの順位に従ってトーナメント表に割り付けられる（オリンピックラウンド個人戦トーナメント表参照）。ただし、予選ラウンドの通過者の人数を制限することができる。

競技者は、各グループごとに一連のマッチを同時に行う。各マッチは3射2分4エンド又は6射4分2エンドを行射する。

- (2) 個人戦の決勝ラウンドの準々決勝戦～決勝戦（ファイナルラウンド）は、決勝ラウンドの4回戦を勝ち残った男女各8名が参加し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。ただし、決勝ラウンドの1～4回戦の通過者の人数を4名とし、あるいは予選ラウンドの通過者を4名として決勝ラウンドの準々決勝戦を省略することができる。

各マッチは、3射の4エンドを行射し、競技者は、30秒以内に1射ずつ交互に行射する。ただし3射2分4エンドを同時に行射することができる。

- (3) 団体戦の決勝ラウンドの1～2回戦（イリミネーションラウンド）は予選ラウンドの3名の得点合計の順位により、男女の上位各16チームがトーナメント表に割り付けられる（オリンピックラウンド団体戦トーナメント表参照）。ただし、予選ラウンドを通過するチーム数を8チームとして決勝ラウンドの2回戦を省略し、あるいは通過するチーム数を4チームとして決勝ラウンドの1～2回戦を省略することができる。

各チームは、一連のマッチを同時に行う。各マッチは6射2分（各競技者が2射）4エンドを行射する。

- (4) 団体戦の決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦（ファイナルラウンド）は決勝ラウンドの2回戦で勝ち残った男女各4チームが参加し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。

各マッチは、6射2分（各競技者が2射）4エンドを行射する。

交互射ちでは、チームは3射（1人1射）した後、相手チームと交代する。

- 5 70mラウンドは、距離70mで122cm標的面を使用し、72射を行射する、ただし、キャデット部門は60mラウンドとする。

- 6 アウトドアデュアルマッチラウンドは、距離70mで122cm標的面を使用する（第5部参照）。

- 7 50・30mラウンドは、第2項のアウトドアターゲットラウンドの短距離のみの競技で、50m、30mの各距離から1エンド3射で36射ずつ行射する。

FITA ラウンドの射距離とターゲットフェース・サイズ

		出場制限年齢	122cm フェース		80cm フェース	
男子	成年		90m	*70m	50m	30m
	ジュニア (～18歳)		90m	*70m	50m	30m
	キャデット (～16歳)		70m	*60m	50m	30m
女子	成年		*70m	60m	50m	30m
	ジュニア (～18歳)		*70m	60m	50m	30m
	キャデット (～16歳)		*60m	50m	40m	30m

*オリンピックラウンド実施距離

第107条 (インドアターゲットラウンド)

- 1 インドアターゲットラウンドは、リカーブ部門およびコンパウンド部門が別の競技として行われる。
- 2 25mインドアターゲットラウンドは、すべての種別において、60cm標的的面または60cm三つ目標的面を使用し、60射を行射する。
- 3 18mインドアターゲットラウンドは、すべての種別において、40cm標的的面または40cm三つ目標的面を使用し、60射を行射する。
- 4 複合インドアターゲットラウンドは、25mインドアターゲットラウンドと18mインドアターゲットラウンドとを、この順序で連続して行う。
- 5 インドアマッチラウンドは、40cm三つ目標的面を使用し次のように行われる。
 - (1) 個人戦の決勝ラウンドの1～2回戦(イリミネーションラウンド)は予選ラウンド(クォリフィケーションラウンド)を通過した男女各32名が、予選ラウンドの順位に従ってトーナメント表に割り付けられる(インドアマッチラウンド個人戦トーナメント表参照)。ただし、予選ラウンドの通過者の人数を制限することができる。競技者は、一連のマッチを同時に行う。各マッチは、距離18mで、3射2分で4エンドを行射する。
 - (2) 個人戦の決勝ラウンドの準々決勝戦～決勝戦(ファイナルラウンド)は、決勝ラウンドの2回戦を勝ち残った男女各8名が参加し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。ただし、決勝ラウンドの1～2回戦の通過者を4名とし、あるいは予選ラウンドの通過者を4名として決勝ラウンド準々決勝戦を省略することができる。各マッチは、決勝戦まですべて距離18mで、3射の4エンドを行射し、競技者は、30秒以内に1射ずつ交互に行射する。ただし3射2分で4エンドを同時に行射することができる。
 - (3) 団体戦の決勝ラウンドの1～2回戦(イリミネーションラウンド)は予選ラウンドの3名の得点合計の順位により、男女の上位各16チームがトーナメント表に割り付けられる(マッチラウンド団体戦トーナメント表参照)。ただし、予選ラウンドを通過するチーム数を8チームとして決勝ラウンドの2回戦を省略し、あるいは通過するチーム数を4チームとして決勝ラウンドの1～2回戦を省略することができる。各チームは、一連のマッチを同時に行う。各マッチは、距離18mで6射2分(各競技者が2射)で4エンドを行射する。
 - (4) 団体戦の決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦(ファイナルラウンド)は決勝ラウンドの2回戦を勝ち残った男女各4チームが参加し、一連の1対1によるマッチを個別に行う。各マッチは、決勝戦まですべて距離18mで、6射2分(各競技者が2射)で4エンドを行射する。
交互射ちでは、チームは3射(1人1射)した後、相手チームと交代する。

第108条 (フィールドラウンド)

- 1 フィールドラウンドは、ベアボウ、リカーブおよびコンパウンドの各部門が、それぞれ別の競技として行われる。
- 2 フィールドラウンドは、12～24の間の4で割り切れる任意の数の標的で行われ、1標的に3射ずつ行射する。

これらの標的は、地形に応じて照準や行射が困難になるように、コースに沿って配置される。

コースは、すべてマークドコースまたはアンマークドコースでもよく、あるいはマークドコースとアンマークドコースの組合せでもよい。

フィールドラウンドには、任意の数の歩み寄りやファンショットの標的を設けてもよい。
- 3 アローヘッドラウンドは、それぞれ別のフィールドラウンドを2回行う。標的までの距離は、本条第8項および第9項に規定するアンマークドコースまたはマークドコース、あるいは両者の組み合わせによる。
- 4 フォレストラウンドは、12～24の間の4で割り切れる任意の数の標的で行われ、1標的に3射ずつ行射する。(第5部参照)。
- 5 3Dラウンド (第5部参照)。
- 6 フィールド世界選手権ラウンドは、歩み寄りやファンショットのないコースで、次のように行われる。
 - (1) 個人戦の予選ラウンド (クォーリフィケーションラウンド) は、各24標的のフィールドラウンドを2回行い、1回はマークドコースで、1回はアンマークドコースで行う。ただし、各12標的のマークドコースおよびアンマークドコースで予選ラウンドを行うことができる。
 - (2) 個人戦の決勝ラウンドの1～2回戦 (イリミネーションラウンド) は各種別および各部門ごとの予選ラウンドを通過した男女各16名が参加する。ただし、予選ラウンドの通過者を8名として決勝ラウンドの2回戦を省略、または通過者を4名として決勝ラウンドの1～2回戦を省略することができる。

競技者は、1標的につき3射ずつ、全てマークドコース6標的×2を行射する。(距離は10項 決勝ラウンドの1～2回戦 表の距離に従う)

その後、各種別および各部門ごとの上位の男女各8名の競技者が、1標的につき3射ずつ、全てマークドコース6標的×2の12標的を行射する。決勝ラウンドの1回戦を、マークド6標的として行うことも出来る。
 - (3) 個人戦の決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦 (ファイナルラウンド) は決勝ラウンドの2回戦における各種別および各部門ごとの男女の上位各4名の競技者が、1標的につき3射ずつ、4個のマークド標的による2マッチ (準決勝戦、メダルマッチ：決勝戦及び3位決定戦) を行う。

1組目のマッチ（準決勝戦）では、1位の競技者が4位の競技者と、2組目のマッチでは、2位の競技者が3位の競技者と対戦する。

準決勝戦は2位の競技者と3位の競技者の対戦が常に先に行射する。それに続き1位の競技者と4位の競技者の対戦を行う。

その後、敗者は3位決定戦に、勝者は決勝戦に進む。

メダルマッチ（決勝戦及び3位決定戦）は、新たな4個のマークドコースで行われ、4名の競技者は、コースを通じて同じグループとなる。

メダルマッチ（決勝戦および3位決定戦）では、3位決定戦のマッチがすべての標的で最初に行射する。最終標的では3位決定戦のマッチを行って得点を記録し、3位決定後、決勝戦のマッチを行う。

- (4) 団体戦の決勝ラウンドの1回戦（イリミネーションラウンド）は、予選ラウンドの各部門1名ずつの競技者による3名の得点合計の順位により、男女の上位8チームがトーナメント表に割り付けられ、8個のマークド標的で行われる4マッチを行う。選手構成に関しては、当該チームの監督に付託される。各競技者は自分の部門のポストから1標的につき1射ずつ行射する。ただし、予選ラウンドを通過するチーム数を4チームとして決勝ラウンドの1回戦を省略することができる。

各マッチに勝ったチームは、団体戦の決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦に進む。

- (5) 団体戦の決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦（ファイナルラウンド）は各部門1名ずつの競技者による決勝ラウンドの1回戦で勝ち残った4チームが参加し（準決勝戦）、男女ごとに、4個のマークド標的で行われる2マッチを行う。各競技者は自分の部門のポストから1標的につき1射ずつ行射する。

その後、敗れたチームは3位決定戦に、勝ったチームは決勝戦に進みそれぞれのマッチは、新たな4個のマークド標的で行われる（個人戦の決勝ラウンドにおける行射方法を参照）。

- 7 24標的の1ラウンドは、12標的の同じユニットを2回繰り返して行射してもよい。

8 アンマークドコースのユニット

標 的 の 数	標 的 面 の 直 径 (cm)	最短距離～最長距離(m)		
		黄色のポスト (キャデットベアボウ)	青色のポスト (ベアボウ) (キャデットリカーブ) (キャデットコンパウンド)	赤色のポスト (リカーブ) (コンパウンド)
3	20	5 ~ 10	5 ~ 10	10 ~ 15
3	40	10 ~ 15	10 ~ 20	15 ~ 25
3	60	15 ~ 25	15 ~ 30	20 ~ 35
3	80	20 ~ 35	30 ~ 45	35 ~ 55

可能な限りポストごとに距離を変化させ、同じ直径の標的面の3標的の距離は、長距離、中距離、短距離の間で変化させるように組み合わせる。

(FITA：世界選手権等では標的の数は3ではなく2～4となっている)

9 マークドコースのユニット

標 的 の 数	標 的 面 の 直 径 (cm)	最短距離～最長距離(m)		
		黄色のポスト (キャデットベアボウ)	青色のポスト (ベアボウ) (キャデットリカーブ) (キャデットコンパウンド)	赤色のポスト (リカーブ) (コンパウンド)
3	20	5 10 15	5 10 15	10 15 20
3	40	10 15 20	15 20 25	20 25 30
3	60	20 25 30	30 35 40	35 40 45
3	80	30 35 40	40 45 50	50 55 60

可能な限りポストごとに距離を変化させるように組み合わせる。

もし、コースが24標的のときには、上の表に示す12標的のユニットの距離を2回ずつ繰り返し、16標的のときには、それぞれの標的面の直径における中間の距離を追加し、20標的のときには、最長および最短の距離を追加する。

10 個人戦の決勝ラウンドの1～2回戦のユニット

各ユニットは、マークドコースのみで6標的×2の構成からなる。6標的の各ポストは5m刻みで表示された3標的と、各標的面サイズにおける最長又は最短距離の3標的から構成される。

標的の数	標的面の直径 (cm)	標的面の数	射 距 離 (m)	
			青色のポスト (ベアボウ)	赤色のポスト (リカーブおよび コンパウンド)
1	20	12	5～10※	10～15※
1	40	4	10～20※	15～25※
1	60	1	15～30※	20～35※
1	80	1	30～45※	35～55※
1	40	4	10～20※	15～25※
1	60	1	15～30※	20～35※
1	60	1	30	35
1	80	1	45	55
1	20	12	10	15
1	40	4	20	25
1	60	1	40	45
1	80	1	50	60

決勝ラウンドの1回戦を、マークド6標的として行うことも出来る。

例：20cm的（青色ポスト：10m／赤色ポスト：15m）

60cm的（青色ポスト：40m／赤色ポスト：45m）

80cm的（青色ポスト：50m／赤色ポスト：60m）

※40cm的（青色ポスト：10～20m／赤色ポスト：15～25m）

※60cm的（青色ポスト：15～30m／赤色ポスト：20～35m）

※80cm的（青色ポスト：30～45m／赤色ポスト：35～55m）

※：範囲内の5m刻みで設定され表示がある3標的

11 個人戦の決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦および団体戦の決勝ラウンドのユニット（メダルマッチ）

マークド標的が8（4×2）標的。

標的の数	標的面の直径 (cm)	標的面の数	射 距 離 (m)	
			青色のポスト (ベアボウ)	赤色のポスト (リカーブおよび コンパウンド)
1	20	12	15	20
1	40	4	25	30
1	60	2	35	40
1	80	2	45	55
1	20	12	10	15
1	40	4	20	25
1	60	2	40	45
1	80	2	50	60

可能な限りポストごとに距離を変化させるように組み合わせる。

12 決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦では、各種別および部門は、それぞれ1グループとなって次の順序でスタートする。

- ・ベアボウ女子
- ・ベアボウ男子
- ・リカーブ女子
- ・リカーブ男子
- ・コンパウンド女子
- ・コンパウンド男子

決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦は、1連の連続したラウンドとして行われ、4番目の標的を行射した後で、グループの組み直しをする。準決勝戦で同点となった場合には、グループの組み直しの前に、4番目の標的でシュートオフを行い順位を決定する。

競技の進行を速やかにするために、異なった部門または種別を別のコースとすることができる。

13 前項のグループは、決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦のコースの最初の標的から、出来るだけ速やかにスタートする。

表彰式は、すべての種別および部門が到着して得点を確認された後、速やかに行われる。

決勝ラウンドの準決勝戦に参加した競技者は、全員、表彰式に参加するものとする。このとき、各自の弓具を持参することができる。

第 1 0 9 条 (ランアーチェリー)

(第5部参照)

ランアーチェリーは、クロスカントリー競技とアーチェリー競技との複合競技である。

第 1 1 0 条 (クラウトアーチェリー)

(第5部参照)

クラウトアーチェリーラウンドは、リカーブ男子は165m、リカーブ女子は125m、コンパウンド男子は185m、コンパウンド女子は165mの距離から36射ずつ行射する。

競技は、1方向のみに向かって行われる。

競技の開始に先立って、6射(3射2エンド)の試射を行うことができ、試射はディレクターオブシューティング(DOS)の管理のもとに行われる。

第 1 1 1 条 (フライトアーチェリー)

(第5部参照)

フライトアーチェリーは、最長の飛距離となるように発射する6射で行われ、競技は、1方向のみに向かって行われる。

第4部

フィールドアーチェリーラウンド

第401条	競技場のレイアウト	18
第402条	競技会場の設備と施設	21
第403条	競技場の施設	21
第404条	競技者の用具	23
第405条	リカーブ部門の用具の通則	23
第406条	コンパウンド部門の用具の通則	25
第407条	ベアボウ部門の用具の通則	27
第408条	フィールドアーチェリーの用具の特則	29
第409条	行射	30
第410条	立順および行射時間の管理	30
第411条	得点記録	33
第412条	行射の管理と安全	35
第413条	疑義・講義・異議の申立	36

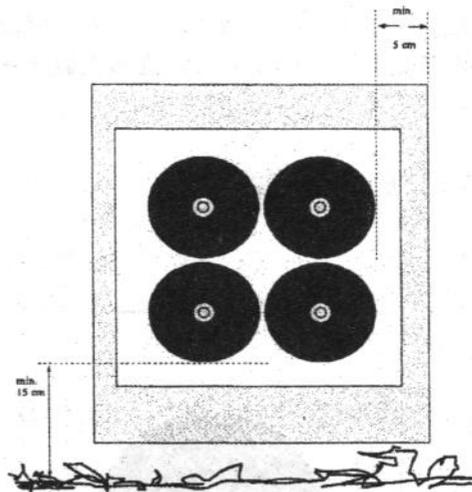
第4部 フィールド

アーチェリー ラウンド

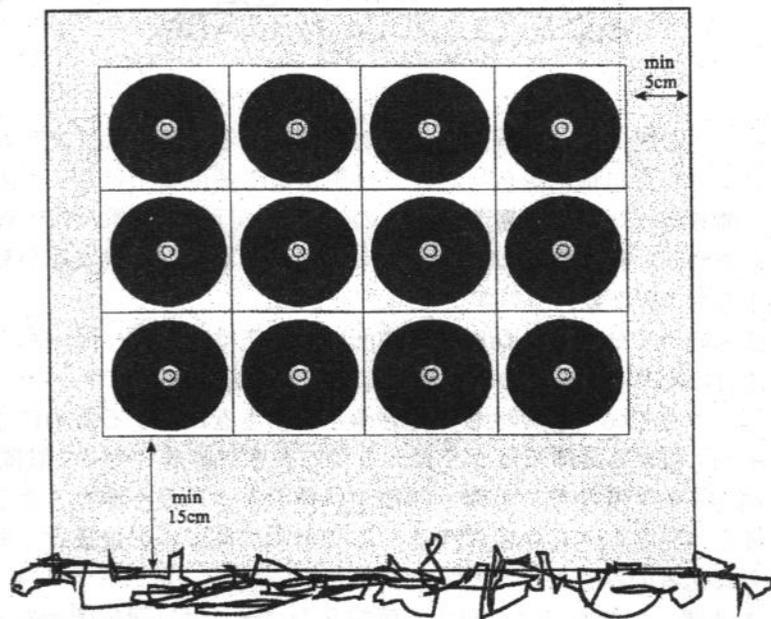
第401条 (競技場のレイアウト)

- 1 コースは、無用な困難さや危険を感じたり、無駄な時間を費やすことなく、シューティングポスト及び標的に容易に移動できるように配置する。
コースの設定に当たっては、競技中に、大会関係者のための安全な抜け道を設けることが望ましい。
- 2 第108条に規定する標的は、最も変化に富み、地形の変化を最大限に利用するようにレイアウトするが競技者の集合位置からもっとも遠いポストまでを1 km以内とし、通常の歩行で15分を越えてはならない。またコースは海拔1800mを越えてはならず、コース内の高低差は100m以上となつてはならない。
決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦では、標的は環状になるように配置し60 cmまたは80 cm標的面が貼れるような2個のバットレスを並べて配置する。
競技者AおよびCはポストの左側から左側の標的面に、競技者BおよびDはポストの右側から右側の標的面に行射する。
- 3 すべての標的において、少なくとも2名の競技者がポストの両側で同時に行射できるように、各部門ごとに1個のポストまたはマークを設置する
- 4 すべてのポストに番号を付け、その標的の標的番号と、マークドユニットではその距離を表示する。ポストの位置を表示する杭は、それぞれの部門で下記のように異なった色にする。距離表示は杭に取り付けても良いものとする。
 - ・ベアボウ部門、キャデット・リカーブ部門およびキャデット・コンパウンド部門は青色
 - ・リカーブ部門およびコンパウンド部門は赤色
 - ・キャデット・ベアボウ部門は黄色
- 5 40 cm標的面はバットレスに4枚を四角形に貼る。20 cm標的面は、バットレスに12枚を縦に3枚ずつ横4列に貼る。
マークドコースでは、60 cm標的面はバットレスに2枚貼る事が出来る。この場合2つの標的面の中心は水平になるように設置する。
- 6 ポストから標的面までの距離の許容誤差は、15m以下の距離では±25 cm、15mを超える距離では±1mとする。ただし、第108条第9項、第10項および第11項の表に記載されたマークドコースの距離は、±2mまで調整することができる。この場合には、正しい距離がポストに表示され、距離の測定は地上から1.5～2mの位置で、正確な測定器具を使用し測定する。

40 cm 標的面



20 cm 標的面

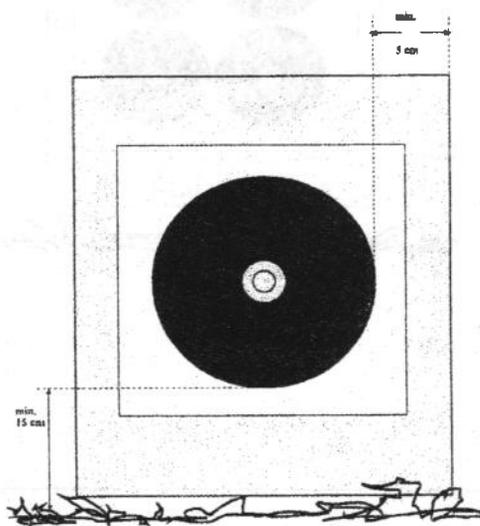


- 7 バットレスには、標的面の最低得点帯の外側に5 cm以上の余裕があるように標的面を貼る。ただし、40 cmおよび20 cm標的面は、バットレスの寸法によってはこの限りでない。

標的面のどの部分も、地表から15 cm以下となつてはならない。

バットレスは、どのような地形であっても、競技者が射ちやすくするために全面が見えるようにし、かつポストに立った競技者の視線に対してほぼ直角に設置する。

80 cmおよび60 cm標的面



- 8 すべての標的には連続する番号が付けられる。番号は、文字の高さが20 cm以上で、黄色地に黒色文字または黒色地に黄色文字とし、その標的のポストの手前5～10 mに設置する。この位置は、行射の順番を待つ競技者の待機場所を兼ねる。待機場所はシューティングポストにいる競技者が見える位置に設置するものとする。
- 9 標的面は、他の大きな標的面の上に貼ってはならず、照準点となり得るいかなる目印もバットレスまたはその手前の地表にあってはならない。
- 10 コースに沿って移動する際の安全と容易さを確保するために、標的から次の標的への道順を示すはっきり見える案内表示を適当な間隔で設置する。
- 11 観客を安全な距離だけ離し、かつ競技会がより良く観戦できるように、適当な柵をコースの周辺に設置する。この柵の内側には、競技者、競技役員等の認められた者のみが入ることができる。
- 12 本連盟が主催または公認する競技会のコースは、競技開始の16時間前まで

に完成し、検査を受ける準備ができていなければならない。

第402条（競技会場の設備と施設）

- 1 競技会場は、以下の施設を明確に分けて設置する。
 - ・専用のコース
 - ・練習場
 - ・観客席および休憩所。観客席は、柵で明確に分けて設置する。
- 2 フィールドアーチェリーでは集合場所の近くに、天候から競技者とその用具を保護するための適当なテント等を用意する。
- 3 女子用と男子用の適当な手洗所がコースに沿った場所に設置される。
- 4 フィールドアーチェリーでは、適当なテント等と通信装置のある審判長および競技役員用の中央ポストが、コースに沿った適当な場所に設置される。
- 5 来賓用として、椅子のある日除け付きのスタンドが開、閉会式の会場に用意される。
- 6 メインスタンド近くの目立つ場所に、国旗等を掲揚するためにポールを設置する。
- 7 メインスタンドの前に表彰式用の表彰台を用意することが望ましい。

第403条（競技場の設備）

標的面

- 1 アンマークドコースおよびマークドコースのいずれにおいても、フィールド標的面が使用される。

公認競技会に使用される標的面は、F I T Aが公認した標的面でなければならない。

フィールド標的面は、黄色のセンタースポットと4個の等間隔の得点帯からなっている。

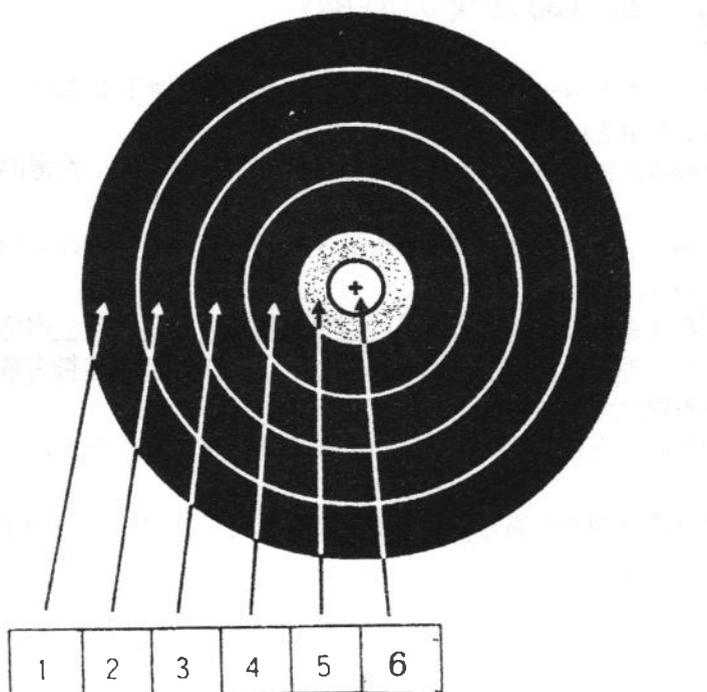
地の色は白色で、黄色帯は2つの得点帯に分けられる。内側得点帯は6点と採点され、外側得点帯は5点と採点される。この2つの得点帯は、太さ1mm以下の黒線で分割される。

その他の得点帯は黒色で、4個の得点帯に、太さ1mm以下の白線で分割される。

いずれの分割線も高い方の得点帯に含まれる。スポットの中心に、細線で×印が描かれる。

2 標的面は、次の4種類とする。

得点帯 の色	得点	標的面の直径 (c m)				許容 誤差 (mm)
		2 0 c m 標的面	4 0 c m 標的面	6 0 c m 標的面	8 0 c m 標的面	
黄 色	<u>6</u>	2	4	6	8	1
黄 色	5	4	8	1 2	1 6	1
黒 色	4	8	1 6	2 4	3 2	1
黒 色	3	1 2	2 4	3 6	4 8	3
黒 色	2	1 6	3 2	4 8	6 4	3
黒 色	1	2 0	4 0	6 0	8 0	3



フィールドアーチェリーの標的面

第404条（競技者の用具）

- 1 この条項は、競技者が競技会で使用することができる用具について定める。
- 2 もし、審判員の検査を受けていない用具を使用する必要が生じたときには、競技者は、自分の責任において、使用前にその用具を審判員に提示して検査を受けなければならない。

この規則に違反した競技者は、失格とすることができる。
- 3 本競技規則に違反する用具の使用が発見された競技者は、それまでの得点のすべてを失う。もしくは失格とすることができる。

第405条（リカーブ部門の用具の通則）

リカーブ部門では、以下の用具を使用することができる。

- 1 弓は、ターゲットアーチェリーで使用される弓という一般通念および語義に適合している限りどのような形式のものも使用することができる。

すなわち、弓は、ハンドル（グリップ）、ライザー（シュートスルータイプは不可）、および両先端にストリングノックが設けられた2本の弾力性のあるリムによつて構成された器具である。

弓は、リムの最先端に設けられた2個のストリングノックの間に、ただ1本の弦を直接掛けるように張って使用し、引くときには、一方の手でハンドル（グリップ）を握り、他方の手の指で弦を引き、保持（ホールドバック）し、リリースする。

ブレース付きハンドルは使用することができる。ただし、そのブレースが競技者の手または手首に常に接してはならない。多色に塗り分けたハンドルおよびアップーリムの内側に商標のある弓は使用することができる。
- 2 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。

弦には、引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノッキングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケターおよび弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有している。

その他にリップマークまたはノーズマークとして1個の付着物を弦に付けることが許される。

弦のサービングの端は、フルドローのとき、競技者の視野内に入ってはならない。また、弦にはピープホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものがあってはならない。
- 3 調節可能なアローレスト、および移動可能なプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアロープレートは、それぞれ1個のみ、弓に取り付けて使用することができる。ただし、これらは電氣的または電子的な装置ではなく、照準の助けとなるものであってはならない。

プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部（ピボットポイント）から4 cm後方（内側）以内の位置とする。

- 4 ドローチェックインジケーターは、電氣的または電子的な装置ではなく聴覚、視覚または両者の組み合わせによるものを1個のみ使用することができる。
- 5 照準に使用する照準器（ボウサイト）は、1個のみ使用することができる。
照準のために弓に取り付けられた照準器は、左右方向の調節と上下方向の位置決めをすることが許され、以下の条件に適合したものでなければならない。
アンマークドコースでは、距離測定の目的のため、サイトパーツを改造してはならない。
 - (1) プリズム、レンズまたはその他の光学的拡大装置、水準器、または電氣的または電子的な装置が組み込まれていないものであって、2個以上の照準点を有していないこと。
 - (2) 照準器を固定するためのエクステンションは、1個のみ使用することができる。
 - (3) 距離の指標を付けたプレートまたはテープは、弓に取り付けることができる。しかし、どのような場合でも、追加の照準点となるものであってはならない。
 - (4) エイミングの視線上にあるサイト（トンネル、チューブ、サイトピン、またはその他の延長された同様のパーツ）の全長は、2 cmを超えてはならない。
 - (5) サイトピンにファイバー・オプティックを使用することができる。一方の先端部がフルドロー時に競技者の視線の外側に取り付けられ、もう一方が競技者の視線内にある場合、曲がる前の直線部分が2 cmを超えていなければ、全長が2 cmを超えてもよい。なおフルドロー時、光る照準点は1点でなければならない。
- 6 弓に取り付けたスタビライザー（複数）およびTFC（トルクフライトコンペンセーター）（複数）は使用することができる。
ただし、以下の条件に適合すること。
 - ・弦のガイドとならないこと。
 - ・弓以外の物に触れていないこと。
 - ・シューティングポスト上で他の競技者の障害とならないこと。
- 7 矢は、ターゲットアーチェリーで使用される矢という一般通念および語義に適合している限り、どのような形式のものも使用することができる。ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。シャフトの最大直径は9.3 mmを超えてはならない。シャフトの直径が9.3 mmの場合、そのポイントの最大直径は、9.4 mmあってもよい。
矢は、ヘッド（ポイント）の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。

各競技者の矢には、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書き、各競技者の1個の標的(同じ番号の標的)に使用する3本の矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合わせの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組合せの模様とする。

- 8 フィンガーストールまたはフィンガーチップ、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ(プラスター)のような指の保護具を、弦を引き保持(ホールドバック)し、リリースするために使用することができる。

ただし、これらは、弦を引き、保持し、リリースの助けとなる装置があってはならない。

アンカーリングのために、指の保護具(タブ)に設けたアンカープレートまたは同様の装置は使用することができる。矢を挟み付けないために指の間に設けたセパレーターは使用することができる。

押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様なものを着用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。

- 9 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただしシューティングポスト上で他の競技者の障害となってはならない。

通常必要とする眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。

的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテーピングした眼鏡、およびアイパッチは使用することができる。

- 10 次の用具は使用することができる。

アームガード、チェストガード(ドレスシールド)、ボウスリング、ベルトクイーバー、グラウンドクイーバー、タッセル、地上から1cm以下の高さのフットマーカー、リムセーバー、電気または電子によらない風向表示装置(軽いひも状のもの)を用具に付着してもよい。

第406条(コンパウンド部門の用具の通則)

コンパウンド部門では、以下の用具について規定する。

電気的および電子的な装置でなければ、あらゆる形式の追加装置の使用が許される。

- 1 コンパウンドボウはシュートスルータイプでもよく、プーリー、カムまたは両者の組合せによるシステムによってドローウェイトが機械的に変換されるものであって、ピークドローウェイトは、60ポンド以下とする。

弓は、リムの両先端に設けられた2個のストリングノックの間に、1本の弦を直接張り、あるいは偏心ホイールまたは適合するように特別に設計されたボウケーブルに接続して使用する。

ケーブルガードは使用することができる。

ブレース付きのハンドル、スプリット・ケーブルは使用することができる。
ただし、そのブレースが常に競技者の手または手首に接してはならない。

- 2 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。

弦には、引き手の指またはリリースエイドを掛けるためのセンターサービングを有している。

弦には、ノッキングポイント（複数）を付けることができ、ここには、必要ならば、矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻くことができ、この位置に1個または2個のノックローターを付けることができる。

さらに、リップマークまたはノーズマーク、ピープホール、ピープホールホルドインライン装置、ループストリング等としてそれぞれ1個の付着物を弦に付けることが許される。

- 3 調節可能なアローレスト、および移動可能なプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアロープレートは、電氣的または電子的な装置でない限り、すべて弓に取り付けて使用することができる。

プレッシャーポイントは、弓のハンドルのスロート部（ピボットポイント）から6 cm後方（内側）以内の位置とする。

- 4 ドローチェックインジケーター（複数）は、電氣的または電子的な装置ではなく、聴覚、視覚または両者の組み合わせによるものを使用することができる。

- 5 照準のために弓に取り付けられた1個の照準器（ボウサイト）は、左右方向の調節と上下方向の位置決めをすることが許され、水準器を組み込むことができる。これらと光学的に拡大するレンズまたはプリズムを単独でまたは組み合わせて組み込むことができる。またサイトピンにファイバー・オプティックおよびケミカル・グロースティック、またはそのいずれかを使用できる。ケミカル・グロースティックは、他の競技者の障害にならないようカバーがかけられ、1個だけのサイトポイントを持つ。

照準器を固定するためのエクステンションは、1個のみ使用することができる。電氣的または電子的な装置は使用することができない。

- 6 弓に取り付けたスタビライザー（複数）およびTFC（トルクフライトコンペンセーター）（複数）は使用することができる。

ただし、以下の条件に適合すること。

- ・弦のガイドとならないこと。
- ・弓以外の物に触れていないこと。
- ・シューティングポスト上で他の競技者の障害とならないこと。

- 7 矢は、ターゲットアーチェリーで使用される矢という一般通念および語義に適合している限り、どのような形式のものも使用することができる。ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであってはならない。

シャフトの最大直径は9.3mmを超えてはならない。シャフトの直径が9.3mmの場合、そのポイントの最大直径は、9.4mmあってもよい。

矢は、ヘッド（ポイント）の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。

各競技者の矢には、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書き、各競技者の1個の標的（同じ番号の標的）に使用する3本の矢は、同じ色のシャフト、同じ形状および色の組み合わせの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組合せの模様とする。

- 8 フィンガーストールまたはフィンガーチップ、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ（プラスター）のような指の保護具を、弦を引き保持（ホールバック）し、リリースするために使用することができる。

矢を挟み付けないために指の間に設けたセパレーターは使用することができる。アンカーリングのために、指の保護具（タブ）に設けたアンカープレートは使用することができる。

リリースエイドは使用することができる。ただし、どのような方法であっても弓に取り付け、あるいは電氣的または電子的な装置が組み込まれたものは使用することができない。押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様のものを着用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。

- 9 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただしシューティングポスト上で他の競技者の障害となつてはならない。

通常必要とする眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けとなる印が付いた眼鏡は使用することができない。

的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテーピングした眼鏡、およびアイパッチは使用することができる。

- 10 次の用具は使用することができる。

アームガード、チェストガード（ドレスシールド）、ボウリング、ベルトクイーバー、グラウンドクイーバー、タッセル、地上から1cm以下の高さのフットマーカ、リムセーバー、電気または電子によらない風向表示装置（軽いひも状のもの）を用具に付着しても良い。

第407条（ベアボウ部門の用具の通則）

ベアボウ部門では、以下の用具を使用することができる。

- 1 弓は、ターゲットアーチェリーで使用される弓という一般通念および語義に適合している限りどのような形式のものも使用することができる。

すなわち、弓は、ハンドル（グリップ）、ライザー、（シュートスルータイプは不可）、および両先端にストリングノックが設けられた2本の弾力性のあるリム

によつて構成された器具である。

弓は、リムの最先端に設けられた2個のストリングノックの間に、ただ1本の弦を直接掛けるように張って使用し、引くときには、一方の手でハンドル(グリップ)を握り、他方の手の指で弦を引き、保持(ホールドバック)し、リリースする。

弓は、裸弓でなければならず、後述するアローレストを除き、照準の助けとなるいかなる突起物、目印、傷、薄片も付けてはならない。多色に塗り分けられたライザーは使用できる。エイミングの助けとなるサイト、ボウ上のサイトマークは許可されない。

内蔵されたトルクフライコンペンセーター(TFC)は、スタビライザーが取り付けでない限り、許される。

ライザーの下部におもりを付けることができる。その形状にかかわらずすべてのおもりはロッド、エクステンション、ショックアブソーバー装置を装着せずに直接ライザーに取り付けなければならない。しかし、付属品を全部取り付けた状態で弦を張らない弓は、内径 $12.2\text{ cm} \pm 0.5\text{ mm}$ の穴またはリングを通り抜けなければならない。

- 2 弦は、その目的にかなった材質の原糸を使い、好みの本数や色を合わせて作ることができる。

弦には、引き手の指を掛けるためのセンターサービング、必要ならば矢のノックをつがえるために追加のサービングを巻いた1ヶ所のノッキングポイントと、その位置を決めるための1個または2個のノックロケーターおよび弓を張るときにストリングノックにはめるためのループを両端に有している。

弦のサービングの端は、フルドロウのとき、競技者の視野内に入ってはならない。また、弦にはピープホール、目印またはその他一切の照準の助けになるものがあってはならない。

- 3 調節可能なアローレスト、および移動可能なプレッシャーボタン、プレッシャーポイントまたはアロープレートは、それぞれ1個のみ、弓に取り付けて使用することができる。

ただし、これらは電氣的または電子的な装置ではなく、照準の助けとなるものであってはならない。

- 4 矢は、ターゲットアーチェリーで使用される矢という一般通念および語義に適合している限り、どのような形式のものも使用することができる。ただし、標的面またはバットレスに不当な損傷を与えるものであつてはならない。

シャフトの最大直径は 9.3 mm を超えてはならない。シャフトの直径が 9.3 mm の場合、そのポイントの最大直径は、 9.4 mm あつてもよい。

矢は、ヘッド(ポイント)の付いたシャフト、ノック、および羽根とからなり、クレストを付けてもよい。

各競技者の1個の標的(同じ番号の標的)に使用する3本の矢は、同じ色の

シャフト、同じ形状および色の組み合わせの羽根、同じ色のノックとし、クレストを付ける時には同じ色の組合せの模様とする。

各競技者の矢は、同じ長さであり、シャフトに競技者の名前またはイニシャルを書く。

- 5 フィンガーストールまたはフィンガーチップ、グラブ、またはシューティングタブまたはテープ（プラスター）のような指の保護具を、弦を引き保持（ホールドバック）し、リリースするために使用することができる。ただし、これらは、弦を保持し、引き、リリースの助けとなる装置があってはならない。

ボウストリングに接する引手の指の位置を明らかにするため、フィンガープロテクションに目印、表示、目盛り、または同様の装置を付けてはならない。

数層のタブ皮を固定する目的で、製造業者が取り付けられた規則的な縫い目またはネジは使用することができる。

エイミングまたは距離測定の目的が明白な縫い目は覆われる。

矢を挟み付けないために指の間に設けたセパレーターは使用することができる。アンカーリングのために、指の保護具（タブ）に設けたアンカープレートまたは同様の装置は使用することができる。

押し手に、通常の手袋、ミトンまたはこれと同様なものは着用することができる。ただしグリップに固定または直結してはならない。

- 6 双眼鏡、望遠鏡およびその他の光学器具は、矢の的中を確認するために使用することができる。ただしシューティングライン上で他の競技者の障害となってはならない。

通常必要とする眼鏡または競技用の眼鏡およびサングラスは使用することができる。ただし、マイクロホールレンズまたは同様な装置、およびどのような形であっても照準の助けになる印が付いた眼鏡は使用することができない。

的を狙わない側の目を隠すために片側のレンズを全面的に覆いまたはテープングした眼鏡、およびアイパッチは使用することができる。

- 7 次の用具は使用することができる。

アームガード、チェストガード（ドレスシールド）、ボウストリング、ベルトクイーパー、タッセル、リムセーバー、電気または電子によらない風向表示装置（軽いひも状のもの）を用具に付着しても良い。

第408条（フィールドアーチェリーの用具の特則）

- 1 双眼鏡およびその他の光学機器は、フィールドラウンドの競技中にいつでも使用することができる。ただし、目盛りの入ったレンズおよび距離を測定するためのどのような装置も組み込まれたものであってはならない。

- 2 全部の部門および種別の競技者は、次の用具を使用することはできない

- (1) フィールドコース内での通信装置（携帯電話を含む）、ヘッドホン及びイヤホン等を使用した装置。

- (2) 競技者の用具としてこの競技規則に記載されていない距離の測定器またはその他の距離あるいは角度測定装置手段。
 - (3) すべての記載されたメモ類、ただし、競技者が通常の照準器の位置を記載したものおよび個人的な得点の記録を除く。
 - (4) 電子的な記憶装置。
- 3 ペアボウ部門の競技者は、以下の用具を使用することができない。
- ・照準器
 - ・ドローチェックインジケーター
 - ・スタビライザー

第409条 (行射)

- 1 各競技者は、シューティングポストを通過し、標的に平行な想像上のラインの後方のそれぞれの行射位置で、立ってまたは膝を着いて可能な限りポストに近づきポストの後方より行射する。(約1mまでの距離内なら許可される)
- 2 行射の順番を待つ競技者は、第401条第8項に記載された位置にて待機する。
- 3 競技者は、そのグループの全競技者の行射が終了するまで標的に近づいてはならない。
- 4 次の矢を除き、どのような事情があっても再発射することはできない。
 - (1) 行射位置に対する両足の位置を動かさずに、競技者が自分の弓で触れることができる矢。ただし、跳ね返り矢を除く。
 - (2) 標的の面またはバットレスが倒れたとき。
審判員は、必要と判断した場合、該当する矢数に応じて行射時間を与える。
バットレスが滑り落ちただけの場合には、その措置は審判員の判断に一任される。
- 5 各発射位置に配置された1個のポストまたはマークから、少なくとも2名の競技者が並んで行射する。
- 6 主催者は、各グループが行射を開始する標的を指定する。
- 7 競技会の期間中、競技者は他の競技者とアンマークドコースの距離について話をしてはならない。
- 8 弓具が破損した場合、予備弓具を使用してもよく、また他の競技者より借りた弓で競技することができる。

第410条

(立順および行射時間の管理)

- 1 競技者は、4名以下のグループで行射し、3名未満となってはならない。
各グループは、可能な限り、同じ人数とする。
競技者の人数がコースの通常に収容できる人数を超えた場合には、追加のグ

- ループを構成し、フィールドに分散して配置する。
- 2 競技者はゼッケン番号を付ける。それぞれのグループが指定された行射を開始する標的および各グループ内の行射の順序などを表示する。
 - 1 A、1 B、1 C、1 D-2 A、2 B、2 C、2 D等。
 - 3 各グループは、以下の順序で行射する。
 - (1) 標準の4名のグループの場合には、2名の競技者がポストに並んで同時に行射する。
 - (2) ゼッケン番号の低い2名の競技者が最初の組として行射し、他の2名の競技者は次の組として行射する。
 - (3) 各組のゼッケン番号の低い競技者がポストの左側から、他の競技者は右側から行射する。
 - (4) 行射の順序は各標的ごとに各組交互に交代するものとする。
AB-CD、CD-AB、AB-CD等。
 - (5) グループ内の全競技者が同意した場合、競技の開始前に前各号の組み合わせおよび行射位置を変更することができる、競技中決定した変更事項は変えることができない。
 - (6) 1グループ3名の場合には、ゼッケン番号の低い2名の競技者が最初の組として行射し、他の1名を次の組として行射する。
AB-C、C-AB、AB-C等。
 - (7) 1名の組の行射位置はつねにポストの左側とする。
 - (8) 行射の順序および組み合わせ等の変更は本項第5号と同様にする。
 - (9) ポストに十分な広さがあるときには、グループ内の全部の競技者が同時に行射することができる。
 - 4 40cm標的面は、4個の標的面を四角形に配置する。最初に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が上段左側の標的面を行射し、右側の競技者が上段右側の標的面を行射する。次に、2番目に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が下段左側の標的面を行射し、右側の競技者が下段右側の標的面を行射する。
 - 5 20cm標的面では、最初に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が左から1列目の標的面を行射し、右側の競技者が左から3列目の標的面を行射する。次に、2番目に行射する順番の2名の競技者のうち、左側の競技者が左から2列目の標的面を行射し、右側の競技者が左から4列目の標的面を行射する。

各競技者は、それぞれの標的面に1射ずつ、どのような順序で行射してもよい。
 - 6 各グループは、別々の標的から同時に行射を開始するように指定され、開始した標的の前の標的で行射を終了する。ただし、決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦では、全部のグループが同じ標的から順番に行射を開始する。

追加のグループは、その標的の最初のグループが先に行射して得点記録を終了するまで待機している標的を指定される。

- 7 用具の故障、予期せぬ医学的な問題が発生した場合には、行射の順序を一時的に変更することができる。医学的な問題については、医師の判定を必要とする。

ただし、どのような場合にも、故障した用具を交換、快復するのに30分以上かけてはならない。

ただし、主催者が決定して事前に発表することによって、この制限時間をより短く制限することができる。

そのグループの他の競技者は、次のグループが通過する前に行射を終了して採点する。

制限時間内に交換が終了した場合には、競技者は、その標的で行射すべき残りの矢を補充する。制限時間以後に交換または修理が終了した場合、その競技者はグループに再び加わることが出来るが、その間にそのグループがすでに行射した数の矢を補充することは出来ない。

決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦では、用具の故障、快復のための時間の延長は認められない。

団体戦では、チーム内の他の競技者は、その間に行射することができる。

- 8 主催者または審判員、またはその両者にグループの順番の変更について通知した場合には、そのグループの競技者は、他のグループを先に行射させて通過させることができる。

- 9 競技者は予選ラウンドおよび決勝ラウンドの1～2回戦中そのグループまたは他のグループに対して不当な遅れを生じさせたとき、審判員は口頭で警告を与えその後計測することができる。この場合1標的について3分間の制限時間とする。行射可能になるとすぐにポストに入ることが求められ、計測はポストに入ったと同時に開始する。

制限時間を超えた競技者を認めた場合は、口頭で注意を与え、この警告の確認のため、スコアカードに警告の日、時間を記して署名する。その競技のステージ中に2回目およびそれ以降のすべての警告に対しその競技者はその標的の最高得点の矢が削除される。

特別の事情がある場合には、制限時間は延長される。

- 10 競技のあるステージ中の警告は、次のステージには持ち越されない。
- 11 決勝ラウンドの準決勝戦および決勝戦では、審判員は競技者グループに同行し、行射の開始と終了を口頭で伝える。3分の時間の残り30秒の時点で、審判員はイエローカードを示して警告を与える（口頭でも警告する）。3分を経過した後の発射は許されず、審判員はその競技者の行射を中止させる（開始は、行射開始、および中止は、行射終了、と口頭で伝える）。審判員が行射を終了させた後に競技者が矢を発射した場合標的面にあるその競技者の最高得点の矢が

削除される。

12 団体戦の制限時間 制限時間は3分。団体マッチ戦では審判員は、チームの最初の競技者が待機場所から離れた時に計測を開始する。

第411条 (得点記録)

- 1 グループ内でもっとも低いゼッケン番号の競技者がグループリーダーとなり、そのグループを統率する、2番目・3番目に低いゼッケン番号の2名の競技者が得点記録員となり、4番目の競技者が的中孔に印を付ける。
また、3名の競技者ではグループリーダーが的中孔に印を付ける。
的中孔の全てに印を付け終わるまで、そのグループの競技者は的中孔の前を離れてはならない。
- 2 得点記録は、そのグループのすべての競技者が行射を終了した後に行われる。
- 3 得点記録員は、スコアカードの正しい標的番号の横に、その矢を所有する競技者の呼称にしたがって、高い得点から順に記入する。そのグループの他の競技者は、呼称される矢の得点を確認する。
矢が抜き取られる前に発見されたスコアカードの間違ひは、訂正することができる。
- 4 得点記録員は、矢が抜き取られる前に得点と矢を照合する。
- 5 その標的上のすべての矢が記録され、得点を確認されるまで、矢または標的面のいづれにも触れてはならない。
- 6 矢は、標的面上のシャフトの位置によって得点が記録される。矢のシャフトが2つの色環帯または得点帯を区分する境界線に触れているときは、高い方の得点として記録される。
0点はスコアカードにM(ミス)と記録される。
その競技者の割り当てられた標的面以外の標的面に的中した場合はM(ミス)と採点される。
もし、20cm標的面に2本以上の矢が的中したときには、その矢はそのエンドの一部と見なされ最も低い得点の矢を記録する。その標的面の他の矢はM(ミス)と採点される。
- 7 境界線または2つの色環帯が接している部分の標的面が破損して欠けているとき、または矢によって分割線の位置がゆがんだときには、その箇所に的中した矢の得点の判定には、想像上の分割線が使用される。
- 8 バットレスに埋没し、標的面から見えない矢は、審判員によってのみ得点が判定される。
- 9 矢を得点記録し、標的から抜き取るときに、すべての的中孔に適切な印が付けられていないときには、バットレスから跳ね返り、または完全に貫通した矢は得点とならない。ただし、以下の場合を除く。
(1) もし、そのグループの全部の競技者が、バットレスから跳ね返り、または

完全に貫通した矢の得点について同意した場合は、その矢は同意された得点とする。

(2) もし、そのグループの全部の競技者が、バットレスから跳ね返り、または完全に貫通したことに同意したが、その得点について同意できなかった場合は、標的面上の印のない的中孔の最も低い得点をその矢の得点とする。

(3) もし、そのグループの全部の競技者が、バットレスから跳ね返り、または完全に貫通したことに同意しなかった場合は、その矢は得点とならない。

10 3本を超えた同一競技者の矢が、標的面または標的付近で発見された場合は、もっとも低い得点の3本の矢だけが採点される。繰り返してこれが発見された競技者（またはチーム）は失格とされることがある。

11 矢が的中したとき、

(1) 継ぎ矢は、当てられた矢と同じ得点を記録する。

(2) 他の矢に当たり、それで標的面に当たった矢は、標的面のその矢の位置で得点を記録する。

(3) 他の矢に当たり、跳ね返った矢は、当てられて破損した矢の確認ができれば、当てられた矢と同じ得点を記録する。

(4) その競技者の標的面以外の標的面に当たった矢は、得点とならない。

12 得点が同点の場合、順位は次のようにして決定する。

(1) 本項第2号に規定されている場合を除き、すべてのラウンドで発生した同点は、

個人戦及び団体戦のとき

a 5点および6点の数の最も多いもの。

b 6点の数の最も多いもの。

c これでもまだ同点の場合、同順位とする。

d 決勝ラウンドの1～2回戦における対戦表の位置を決めるとき上記

a、bによっても順位が決しない場合はディスクトスによって順位を決定する。

(2) すべての競技会において、世界選手権ラウンドの決勝ラウンドへの進出、決勝ラウンドのあるステージから次のステージへの進出、または3位決定戦および決勝戦のときの同点は、シュートオフにより順位を決定する。

(5点数、6点数を考慮しない)

個人戦のとき

a 得点による1射のシュートオフを最大3回まで行う。

b 3回目のシュートオフが同点のときには、中心に最も近い矢で決める。

c これでも順位が決まらないときには、中心に最も近い矢による1射のシュートオフを順位が決まるまで続ける。

d 個人戦のシュートオフの制限時間は、60秒とする。

団体戦のとき

- a 得点による3射（各競技者1射）のシュートオフを最大3回まで行う。
 - b 3回目のシュートオフが同点のときには、チーム内で中心に最も近い矢で決める。
 - c これも同じならば、チーム内で2番目（2番目も同じ場合は3番目）に中心に近い矢で決める。
 - d これでも順位が決まらないときには、得点による3射（各競技者1射）のシュートオフを行い、同点のときには、同順位でなくなるまで順次、中心に近い矢で決める。
 - e 団体戦のシュートオフの制限時間は、3分とする。
シュートオフは、その部門の最長距離の標的で行い、標的は、競技場の中央の観客席の近くに設置される。主催者は、この目的のために別の標的を設置することができる。
シュートオフは、その部門で発生した同点の記録が全てのスコアカードに記録された後に実施される。シュートオフについて公式発表が行われるまで競技者は競技場内に残らなければならない、シュートオフの発表がなされたとき競技場内にいなかった個人または団体はそのマッチの敗者となる。
- 13 世界選手権ラウンドの準決勝戦で同点の場合には、最後に行射した標的でシュートオフを行う。
決勝戦及び3位決定戦で同点の場合には、その部門の最長距離の標的でシュートオフを行い、標的は、競技場の中央の観客席の近くに設置される。
主催者は、この目的のために別の標的を設置することができる。
- 14 スコアカードに得点記録員と競技者がサインすることによって、競技者がそれぞれの矢の得点（素点）、合計点、5点数、6点数に同意したことを示す。主催者は合計点、5点数、6点数の未記入のスコアカードは受取を拒否できる。
得点記録員のスコアカードには、同じグループの所属の違う他の競技者がサインする。総合得点に間違いがあった場合、最低得点矢による合計得点で確定される。（Wスコア方式の場合）
- 15 決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦では、得点記録の管理のために、各グループに審判員が同行する。
- 16 決勝ラウンドの準決勝戦～決勝戦では、各グループの得点記録員は、そのグループの競技者の最新の累計得点を表示する携帯可能なスコアボードを携行することが望ましい。

第412条（行射の管理と安全）

- 1 審判長は、フィールド競技を管理し、その任務は、
(1) コースのレイアウトについて納得のゆく安全予防措置が講じられているこ、

とを確認する。

- (2) 行射に先立ち、追加すべき適切な安全予防措置について主催者と協議する。
 - (3) 競技者および役員に対して、安全予防措置および行射に関して必要と思われる事項を説明する。
- 2 悪天候、日没またはその他の理由でコースの安全な状態が保てなくなり競技委員長、審判長およびコース設営の責任者が協議して、競技会を中止しなければならないと決定したときには、次のようにされる。
- (1) 予選ラウンドが終了する前に競技会を中止するときには、それぞれの部門の全部の競技者が行射した同じ標的数の得点合計で、各部門の順位を決定する。
 - (2) それ以降の段階で競技会を中止するときには、全部の競技が終了した最後のラウンドによって、各部門の順位を決定する。
- 3 競技者は、弓を引く時及び引き戻すとき、いかなる場合であっても、矢をセーフティーゾーンまたは安全管理用設置物（オーバーシュートエリア、ネット、壁等）を越えると審判員が判断するような引き方、戻し方をしてはならない。
- 競技者が、この戻し方を続ける場合には、安全のために、直ちに審判長から行射の中止と競技場からの退去を命ぜられる。
- 4 競技者は、持主の許可を得ないで他人の弓具に触れてはならない。悪質な場合には、失格の対象となりうる。
- 5 逆光で見えない場合、グループの他のメンバーが最大A 4サイズの日除けを準備し使用してもよい。但し準決勝戦、3位決定戦、決勝戦では使用できない。
- 6 コース内においては禁煙とする。

第413条（疑義・抗議・異議の申立）

- 1 予選ラウンドにおいては、競技者は標的に当たった矢の得点に疑義が生じたときは、いずれの矢も標的から抜き取られる前に、同じグループの競技者に判定を求める。得点の確定はグループ全員による多数決により決定される。もし同数同士となった場合は高得点となる。競技者の決定が最終となる。
- 決勝ラウンドのイリミネーション、準決勝戦、決勝戦では、1人の審判員により決定される。
- 矢が標的から抜かれる前に発見されたスコアカードの記載の間違ひは、その標的のすべての競技者が同意すれば訂正することができる。訂正は、その標的のすべての競技者が確認し、スコアカードにサインしなければならない。

その他のスコアカードの記載に関する問題も、審判員に付託される。

- 2 フィールドアーチェリーの競技において、競技者がすでに行射し終わった標的で、寸法の異なる標的面に交換され、またはポストの位置が移動されたことが発見されたときには、その標的の得点は、すべての競技者の得点の対象から除外される。1個またはそれ以上の数の標的が除外されたときには、残りの数の標的でラウンドのすべてが行われたものとする。
- 3 標的面が著しく損傷または汚れている時、競技場またはコースの設備に不備がある時には、競技者またはチームの監督は、審判員に欠陥のある個所の修理または交換を求めることができる。
- 4 行射または競技者の行為に関する疑義は、競技会の次のステージに進む前に審判員に提起しなければならない。
- 5 競技会のその日ごとの速報に関する疑義は、不当に遅れることなく審判員に提起され、いかなる場合にも、賞の授与の前に訂正されるよう提起されなければならない。
- 6 下記各号に該当する事項について、競技者または監督は、競技委員長へ供託金5,000円を添えて異議申立をすることができる。
 - (1) 競技者の参加資格に関する事項。
 - (2) 審判員の決定に関する事項。ただし、得点の判定に関することを除く。
 - (3) 最終順位にかかわる得点に関する事項。
 - (4) 競技者等の失格に関わる事項。

この異議の申立に関係する賞は、競技委員長の裁定があるまで授与されない。

7 競技者等の失格

競技委員長または審判長は、次の各号に該当する競技者等に対して、その競技会における失格を宣言することができる。

- (1) 不正な手段で高い得点を挙げたと認められたとき。
- (2) 大会の秩序を乱し、もしくは審判員の指示または制止に従わず、または故意に無視したと認められたとき。

競技委員長または審判長が前項の規定により失格を宣言したときには、主催者は速やかに本連盟に報告しなければならない。”

- 8 競技委員長または審判長の裁定に不服がある場合は、第112条第4項により上訴委員会に提訴することができる。

第5部

その他のアーチェリーラウンド

ランアーチェリー

クラウドアーチェリー

フライトアーチェリー

デュアルマッチラウンド

フォレストラウンド

アカデミックラウンド

3Dアーチェリー

F I T A憲章および競技規則を参照のこと

